

令和6年第3回

普代村議会臨時会会議録

普代村議会

令和6年第3回普代村議会臨時会会議録			
招集告示年月日	令和6年3月27日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和6年3月27日14時00分	
		議 長	正 路 正 敏
	閉 会	令和6年3月27日16時09分	
		議 長	正 路 正 敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嵯 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	○
会議録署名議員	6	嵯 峨 典 行	
	7	森 田 幸 一	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	菅 野 伸 二	
	書 記	藤 嶋 大 輔	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 川 向 正 人 佐 々 木 大 助 松 葉 義 人 道 下 勝 弘 大 村 修 深 渡 秀 利 宮 田 修 幸 山 田 晃 人 高 井 俊 一</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (14:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和6年3月27日(水) 第3回普代村議会臨時会 ただいまから、令和6年第3回普代村議会臨時会を開会いたします。 ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進 めてまいります。</p>
<p>会議録署名議 員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 6番嵯峨典行議員、7番森田幸一議員の両議員を、普代村議会会議規則第 127条の規定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」を、議題といたします。 先刻開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日1日ございま すが、お諮りいたします。 今期臨時会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日1日と決するこ とにご異議ございませんか。</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p>	<p>(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。</p>
	<p>中上議員</p>	<p>「政務活動報告」であります。お手元に資料を配布しておりますので、 ご了承願います。 次に、「例月出納検査の結果報告」であります。監査委員より監査結果 の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配布しておりますのでご 了承願います。 広域関係の報告がありましたら、お願いいたします。 5番中上一登議員。 5番中上です。昨日、久慈広域連合議会がございました。その中で消防関 係では県内の通信システムの入札結果がありまして、NEC1社のみ入札 となりました。すみません今日資料をちょっと忘れてきてまして、後で資料は 事務局の方に置きますので、そちらの方をご覧いただきたいと思いま す。あとは、主な議案の内容は、第9期介護保険事業計画について、4月からスタ ートしますけれども、その内容についての、いろんな条例変更や、あとは保 険料のですね。それに対する、いろんな議案がありましたけど、すべて可決 はされたわけですけども、議案の条例改正の内容が、今まで身体拘束、施 設とか訪問先での身体拘束は認められなかったものが今度は条件付きです けど、認められますよというような条例改正になっております。あとは、訪 問介護の場合の介護委員の点数が下がることによって、いろいろ騒がれてま すけども。その報酬利用者に影響がないのかとかいうような状況もありまし</p>

<p>普代村特別会計条例の一部を改正する条例について</p>	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>大村建設水産課長</p> <p>議長</p> <p>大上智議員</p> <p>議長</p> <p>大村建設水産課長</p> <p>議長</p> <p>大上智議員</p> <p>議長</p>	<p>たけれども、久慈広域全体で見れば他の部分を点数を上げてるんで、事業者としては全体では損にはならないよと、ある程度処遇改善によってプラスになるよというような内容でありました。あと最後に介護保険料の件なんですけども、これまで九段階で各収入に応じて保険料が決まっておりました。それが五段階が基準になるわけですけども、380円基準額が上がって6,540円になります。第一段階は軽減後に月々1,860円ですけども、九段階が十三段階に増えて十三段階の方は15,690円という約十倍まではいきませんが、かなり開きが出てまして、その中間の方々は全体的に保険料が下がる形になっております。</p> <p>参考までにこの一段階から五段階までの全体の、65歳以上の方の介護保険料は16,672人、久慈管内で。そのうち五段階までの人数が、12,071人で72%と五段階以下、基準以下の低所得者までは7割を占めております。</p> <p>そういう中で介護保険料が低所得者に少しでもこう低くなるように改定された部分はありますけども、全体として公費は多くなりませんので、結局は全体の国民の負担が増えていくんだなというような方向になっているなというふうに感じてまいりました。以上で報告を終わります。</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようであれば、以上で「諸般の報告」を終わります。</p> <p>日程第4、議案第5号「普代村特別会計条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました議案第5号について、ご説明いたします。</p> <p>(以下、大村建設水産課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>8番大上です。</p> <p>この特別会計が廃止になったことに伴って、公営企業会計条例の設置ってというのはこれから出てくるものですか。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>公営企業会計の設置に関しましては、12月定例会で議決をいただいておりますし、その後、1回改正を行っております。すでに、4月1日より開始するというので設置の条例は提出しております。</p> <p>8番大上議員。</p> <p>すみません。了解しました。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
--------------------------------	---	---

令和5年度普代村一般会計補正予算(第9号)	議長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第5号「普代村特別会計条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第5、議案第1号「令和5年度普代村一般会計補正予算(第9号)」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。
	川向総務課長	それでは、上程されました、議案第1号についてご説明いたします。 (以下、川向総務課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。 5番中上一登議員。
	中上議員	5番中上です。8款4項1目の下水道整備費ですけども、これ当初予算がどれくらいで、365万6千円の減の補正だったのかちょっとお願いします。 大村建設水産課長。
	議長 大村建設水産課長	8款の下水道整備費でございますが、当初段階では5人槽を2基、7人槽を6基、計8基を予定して予算計上しておりましたが、実績で5人槽が1基、7人槽が2基しか実績はありませんでしたので、その差額分を減額とさせていただきます。 補正前の額が当初予算になっておりました583万4千円というかたち。 5番中上議員。
	議長 中上議員	ありがとうございます。これ、かなりの補正の額だなと減でありますけれども。これは浄化槽の設置っていうのは、新築の場合もちろん提案するんでしょうけども、それ以外はどのような周知、住民にどうやって知らせるのか、知らない人もいるのかどうかですね。そこらへんがちょっとこのあまりにも少ない。設置なんで、結局、結構補助が出るわけなんで、もうちょっとこれ勧めればいいのかと思うんですけど、こういったこの補正がこれだけ、マイナス補正になるその背景っていうのは何か特別あるんでしょうか。 大村建設水産課長。
	議長 大村建設水産課長	まず、今回大幅な減額ということになりますが、確かにPRにつきましては、年度当初に各戸配布で補助の中身については、募集の回覧は回らせていただいておりますけども。ただそれが当初1回限りということではなかなかPR不足だったのかなとは思って反省しております。今後につきましては1回だけではなく、何度かPRしながら、なおかつ今までは個人向けという感じでやっておりましたけれども、貸家であったり、アパートの大家さんであ

	<p>議長 中上議員</p>	<p>り、そういったところにも個別に PR しながら、なんとか普及に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>そうですね。たった 1 回の回覧では、ちょっと周知不足かなという感じもしますので、せつかくの補助金が出た、これ工事にもつながるんで工事という需要も出てくるわけですね。だから、そういった意味では、この浄化槽そのものだけじゃなくて、村の経済の足しにもなるわけですから、やっぱりこれはもう 1 回じゃなくて 5、6 回、毎月 1 回ぐらいずつでも放送までしてもいいと思うんですね。せつかくの予算ですんで、よろしく願います。終わります。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>8 番大上智議員。</p> <p>8 番大上です。11 ページの歳入のところですけども、15 款県支出金 2 の 1 の 1 のところにある普代村移住支援事業補助金のマイナス 150 万円。あと、地域少子化対策重点推進交付金マイナス 40 万円。この補助金なり交付金は説明はしてあると思うんですけども、もう一度どういうふうな内容なのか、その辺を聞きたいし、あと皆減の理由を聞きたいです。あと、これに伴ってその普代村移住支援事業補助金というのは、これは協力隊とかにはこれは使えないものなんでしょうか。そのへんの説明と、あと同じく 11 ページの 18 款繰入金の 1 の 3 の 1 のふるさと応援基金繰入金がマイナス 5,294 万 8 千円とあります。そして、充当先説明が充当先事業の実績見込みによる減とありますけども、この減となった主な事業はどういう事業なのか、そのへんの説明をお願いします。</p> <p>それから次に歳出の方ですけども、13 ページの 2 款総務費、1 項 6 目の企画費の中の 12 節にあります。委託料の 7 万 1 千円、三陸鉄道駅清掃のこれの委託先はどこなんでしょうか。これは予算の時に聞くべきだったと思うんですけども、その清掃の委託先はどのようになっているのか。</p> <p>それから 13 ページの 2 款総務費 1 項 6 目企画費の 18 節補助金の中にあります太陽光発電システムと導入促進事業がマイナス 92 万 9 千円とありますけども、これ今現在は、脱炭素とか再生可能エネルギー導入の検討事業をやっているわけですが、導入希望者が少なかったってということですかね。当初予算が 150 万円ぐらいで、その太陽光発電が 3 世帯、蓄電池のほうも 3 世帯、あと電気自動車も 3 世帯ってような当初予算だったと思うんですけども、150 万円の当初予算に対してのマイナスの 92 万 9 千円と。このへんのその脱炭素と再生可能エネルギー今力入れてるわけですけども、そのへんの関連自体の説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それから同じ 13 ページの 2 款総務費 1 項 12 目まち・ひと・しごと創生費の中で、11 節ふるさと納税を活用した地域産業促進事業マイナスの 1,149</p>

	<p>議長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>万4千円とありますけども。これふるさと納税寄付金が結局、予定したより減ったということで、このようにマイナス1,149万4千円っていうような数字になったんでしょうか。</p> <p>それから、16ページの8款土木費2項2目の財源補正、665万6千円と、あと18ページの10款教育費5項3目の財源補正の670万円は、これはその他から一般財源になっていますけども。そのその他っていうのは、どっから大体は当初は財源が出て、そして結局なんで一般財源にこの両者のその土木費、教育費が一般財源から出るようになったのか、そのへんの説明をお願いします。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>お答えいたします。まず歳入の方11ページの普代村移住支援事業補助金皆減とそれから少子化対策事業皆減それぞれマイナス150万円とマイナス40万円この内容でございますが、こちらの方につきましては、歳出の事業といたしましては、14ページ2款1項の結婚新生活支援事業補助金皆減マイナス60万円こちらの方が結婚の事業で地域少子化の国県補助の入っているものでございます。それから移住支援金、歳出の方で申しますと、普代村移住支援金事業皆減こちらの200万円のうち、先ほどの150万円が国県費で入っているというものの、皆減ということになってございます。</p> <p>こちらの方につきましては、それぞれ移住支援金につきましては、あの最大で1件200万円ということになりますので、1件分。それから、結婚の方につきましても、60万円ということで、結果的に実績はなかったわけなんですけれども、この内容につきましては、実績がなかったことでの皆減ということにはなっております。移住支援金の方につきましては、窓口での周知のほか、県移住フェア等での周知も行っておりましたが、結果的にこれを使った移住にはいたらなかったところでございますし、結婚の方につきましても、実際結婚組数が少ない中で、申請までに至った部分はなかったんですけども、若干ここお話を聞いているところもございまして、こちらの方、結婚しての方につきましては来年度は出てくるのかなというところでちょっと見込も立ててでございます。それから移住支援金の方につきましては、協力隊に使えないかということですが、こちらの方は協力隊で入っている方については対象外ということになるということで確認をしております。それから歳出の太陽光の関係でございます。お話のとおり、当初予算150万円でそれぞれ太陽光3件、蓄電池3件、電気自動車3件ということで計上させていただきまして、実績の方が太陽光が1件、17万1千円、それから蓄電池が2件、40万円で57万1千円ということで、150万円に対してマイナス92万9千円となったところでございます。残念ながら電気自動車の方につきましては、助成はゼロということになってございます。</p> <p>お話しのとおり、その様々脱炭素ですとか、その再生可能エネルギー、力</p>
--	------------------------------	--

を入れているところで件数が少なくなっていました。こちらの方も、広報とかホームページですね。結構頻繁に載せさせていただいたり、様々な会議の場でもお話をさせていただいておりましたが、結果的にこう少なくなっているところは反省といたしまして、周知の方をさらに強めてまいらなければと思っております。電気自動車の方につきましても、実際購入に至らなければ、助成ということにはならないわけなんですけれども、近隣の自動車屋さんの方にですね、そういったお話をかけるとかっていうのでもやらせていただいたんですが、なかなか、結果的に数字としては上がらなかったところもございますので、そういったその営業活動ではございませんが、その補助金の周知の部分では年度当初から力を強めてまいりたいというふうには考えてございます。それから、ふるさと納税の役務費のマイナス1,149万4千円の部分ですが、こちら役務費につきましては、主に返礼品の発送料となっております。それで当初予算の段階でも補正予算の段階でもそうなんですけれども、結局発送ということになりますと、その何件出るのか分からないということがありますので、予算の積算といたしましては、お1人の寄付1万円と仮定して、掛ける1,200円ということで6,120万円を計上しているものでございます。ですので、それが例えば寄付額が3万円のものであれば、それは1件になっているのかということで、かなりこの部分は少なくなる部分もございます。今回このタイミングで上げさせていただいたのは、もう年度末もほぼまだ4日ありますので、これから件数がまだ増えるところもあるとは思いますが、大体の仕上りの金額も見えてまいりましたので、少しの余裕も見させていただきながら、現実に近い数で、今回大きく減額をさせていただいたもので、目標の額5億1千万円の予算までは、もう少しというところまで来てますので、そちらの方から大きく差が生じているというものではないということになっております。以上です。

議長
川向総務課
長

川向総務課長。

13ページ、三陸鉄道駅清掃委託料、7万1千円の部分でございます。委託先はシルバー人材センターになります。この部分は堀内駅の清掃委託料ということで、今年度、年度途中で補正をさせていただいた部分であります。あまちゃんの再放送等もあり、それぞれ観光客等も増えるということで、清掃業務の方、もう少し力を入れるという部分で増えさせたとこのまずその実績で減になるというものでございます。

あと、ふるさと応援基金の繰入金で5,200万円ほどの減となっているもので、主なものということでございますけれども、先ほど説明もありましたけれども、ふるさと納税を活用した地域産業促進等の事業の部分では実績で下がってきますので、その分を減額するというものでございます。今回の補正の中で、その他の部分の減というのは、このふるさと応援基金の充当部分につきまして、これ分が減になっているものと捉えていただいて結構でございま

	<p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 高井教育次長</p> <p>議長 大上智議員</p> <p>議長 大上浩史議員</p>	<p>す。それでこの一般財源が増えているということもありますけれども、これは相殺してゼロになる部分ですので、実際では予算を落としているので、100万円かかっているもの、予算でとっていたものが、例えばこれが80万円であったので、その分の20万円を落としましたよというような内容のものでございます。特財と一般財源の分合わせれば、その分でゼロになるという部分のものであります。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>16ページの道路新設改良費の665万6千円、これが特定財源から一般財源ということでございますが、まずこの財源につきましては、先ほど総務課長から話ございましたが、当初はふるさと応援基金を充当するというで予算を計上しておりました。ただこの665万6千円の工事費に充当する予定だったんですが、この工事費が繰越となりまして、ふるさと応援基金につきましては、財源繰り越せないということがございましたので、この分をふるさと応援基金を減額して、一般財源を計上させていただいたというものになります。以上でございます。</p> <p>高井教育次長。</p> <p>18ページの10款5項3目、学校給食施設費のその他の670万円の減ということですが、これも先ほど総務課長から説明がありましたとおり、ふるさと応援基金繰入金の関係での財源の調整になります。</p> <p>8番大上議員。</p> <p>ありがとうございます。わかりました。以上です。</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>3番大上浩史議員。</p> <p>3番大上です。</p> <p>9ページの配当割交付金関係でございますが、8万5千円ですか、三角になっているわけですが、これは1社の配当マイナスということになるのか、ということと、それからこの、現在60万の配当はあるわけですが、これは元本というか、株を現在売買すればマイナスになっているのかプラスになっているのか、そこらへんのおおざっぱでもいいですが。明細はいいですが、そこらへんの内容についての説明と、それからこの配当金関係で、青の国関係でございますが、これがどういうふう内部留保になっているのか、このあるいは配当分にくらか回されているのか、将来どういうふうになっているのか、これが累計で去年も利益があったやに思うわけですが、その内容についての青の国の内部留保がいくらぐらいまでなっているのか、そこらへんの説明をお願いします。</p> <p>なお、その次の5款株式譲渡の関係がマイナス10万6千円。これは譲渡の関係だと思うんですが、これがどういうふうな譲渡の関係か、これについても説明をお願いします。</p>
--	--	--

	議長 川向総務課長	川向総務課長。 ここの交付金関係でございますけれども。これは県から配分される額でございます。村で実際これくらいかかったからこれくらい交付金があるという、そういうものではございません。県でこれに係る収入がありまして、それから経費分を差っ引いて、残りの分の、例えば配当金については1%分を経費を引きまして、その5分の3を各市町村に配分すると、決まった率でもって配分するという中身でございますので、その村でどういう取引があって、こういうふうに分されたら、そういうものではございませんので、この中身についてはちょっとこう分からないというものであります。 交付金関係はみんなそういうことになります。株式もそういう流れでのものになります。
	議長 柁屋村長	柁屋村長。 青の国ふだいの関係でございますが、配当は行っておりません。そして、その益というかは内部留保しております。内部留保の額は今ちょっと資料ございませんので。昨年度末の取り寄せて。
	議長 大上浩史議員	3番大上浩史議員。 今の説明は県の方からのことで、ということだわけですが。これは実質の普代村も株を持っているわけですが、その株の配当金は一切この60万円には関わりがないということになるわけですか。それとなおかつこの8万5千円の減というのはどういうわけで、この県の8万5千円1本で、マイナスになったということなのか。いずれにしても村とすれば5社か7社株を持っているわけですが、その配当は、一銭もないということなのか再度お願いしたいと思いますし。 それからまだ説明が十分でないわけですが、その現在は持っている株の内容は増減がどうなっているのかということについての説明もお願いします。
	議長 川向総務課長	川向総務課長。 配当割交付金、あるいは株式の所得割の交付金の部分につきましては、裏でどれくらい持っているかというところは、加味されてないと思っております。それで県全体の総収入の中からその1%分の経費を引いて、その5分の3を市町村に配分されるということになりますので、全体の額が、県の額が決まってこない、その配当の額は決まってこないというようなことで、今回その実績として当初は60万円とってはいたんですけども、実際には51万5千円の実績というようなことでの今回は補正をさせていただいたところでありまして。あと、現在の株式の部分では、決算、決算書の部分になりますが。
休憩再開	議長 議長 大上浩史議員	暫時休憩します。 (14:49) 休憩前に戻りまして、大上浩史議員。 (14:51) よく理解できないんですけど、いいです。

令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 令和5年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	議長	<p>そのほか、ございませんか。</p> <p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和5年度普代村一般会計補正予算(第9号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第6議案第2号から、日程第7議案第3号までの「特別会計補正予算」の2件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、議案1会計ごとに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第6、議案第2号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」、日程第7、議案第3号「令和5年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」</p> <p>以上、2件を一括議題とし、上程いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p>
	川向総務課長	<p>それでは、一括上程されました議案第2号から議案第3号につきまして、ご説明いたします。</p> <p>(以下、川向総務課長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>議案ごとに審査をいただき、採決を行います。</p> <p>議案第2号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第3号「令和5年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第</p>

<p>休憩再開 令和6年度普代村一般会計補正予算(第1号)</p>	議長	<p>2号)」の、質疑を許します。 ごさいませんか。 (なし) なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第3号「令和5年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ごさいませんか。 (異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 15時5分まで休憩といたします。(14:58)</p>
	議長	<p>休憩前に戻り会議を再開いたします。(15:05) 日程第8、議案第4号「令和6年度普代村一般会計補正予算(第1号)」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。 それでは、上程されました、議案第4号についてご説明いたします。 (以下、川向総務課長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 4番齊藤正明議員。</p>
	齊藤議員	<p>7ページのところの2.2.1 税務総務費ですか。ここの定額減税に伴う住民税関係で、関連でお聞きしたいと思いますが、この定額減税は本年度限定で行う政策ということですが、この概要と言いますか、対象者とか所得制限、あと減額金額とか制度開始時期等簡単に概要を説明をお願いしたいと思います。</p>
	議長 松葉税務出納課長	<p>松葉税務出納課長。 定額減税でございしますが、今村税条例の一部改正について準備中ございまして、詳細につきましては後の議会で多分、専決処分報告という格好で条例改正の報告があると思いますので、その際に詳しい内容をご説明させていただきたいと思います。施行日は、4月1日からとなるものでございます。</p>
	議長 齊藤議員	<p>4番齊藤議員。 そうするとその大体でいいですが、ほとんどは対象になるということですか、額的に給付とか減税のこの違いというかな、そういったのがわかっただら、分かる範囲でお願いします。</p>
	議長 松葉税務出納課長	<p>松葉税務出納課長。 これはあくまでも住民税の所得割が1万円分の減税となりますので、所得割が1万円以上課税となる方が対象となります。今確定申告の集計がまだま</p>

	<p>議長 齊藤議員</p>	<p>とまっていますので、その詳細の人数とかまだ出てきませんので、決まりましたらばお知らせいたしたいと思います。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。この減税についても今言ったように、1万円の給付金の関係とか、所得税と住民税が減税しきれない所得層がどうあるわけですけども、そこらもだいたい改良業務で、出てくるわけですか。</p>
	<p>議長 松葉税務出納課長</p>	<p>松葉税務出納課長。</p> <p>今度のこの2款と3款のシステム改修で、まず2款の方でこの1万円の定額減税ができる人っていうのは、まずこれで拾いまして、それ以外の方もデータを吐き出して、それを住民福祉課の方に情報提供して給付金として出せる方をその中から注視していく格好になると思います。</p> <p>(「はい、分かりました」と、齊藤議員)</p>
	<p>議長 松葉議員</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>2番松葉明人議員。</p> <p>8ページ3款2項4目、14節の工事請負費の子ども園のエアコンということでございますが、ホールの方に新しく2台新設をすると、あと各室内のエアコンのコンセント200ボルトに上げるっていうことだと思うんですが、それに関わって電気料等々はだいぶ安くなるのかどうか、そのへんを教えてください。</p>
	<p>議長 高井教育次長</p>	<p>それからもう一点、同じその下の、土木費の仮称羅賀地区の住宅建設工事の280万円の詳細を教えてください。3棟建てる方の建築費なのか、今現在やってる整地っていうかな、そっちの方なのか、そのへんの内容をお願いいたします。</p> <p>高井教育次長。</p> <p>まず工事の、最初ちょっと概要について再度説明させてもらいたいと思いますが、子ども園にある遊戯室の方にエアコン2台っていうか、1台で2口部屋に出るような形でのエアコンの設置になります。2台ではなく2口出るところがあるっていうような内容になります。でもう一つ、保育室のコンセントの関係ですけれども、今の専用コンセントじゃないコンセントを使ってやってるっていう。エアコンの電源をそこからとってるっていう状況で、それだと火災とか、そういったのも危険性があるっていうことで、それで専用のコンセントを新たにその保育室についてる、既設のエアコン用の専用のコンセントを設置するというような工事の内容になっております。それで先ほど話があった電気料への影響ということですが、詳細にその電気料を積算をしたわけではないんですけども、機器を選ぶ際には高効率エアコンってなんていうんですか、省エネの機械を選ぶような形で今回の計画はどのように作ってございましたので、基本的にはそんなに電気料が上昇するとかいうような事にならないように、計画はしております。以上です。</p>

議 長 大村建設水 産課長	大村建設水産課長。
議 長 松葉議員	8 ページの羅賀地区住宅の建設工事の 280 万円でございますけども、これにつきましては、3 棟分の建築にかかる費用が不足するというので、今回補正するものでございます。
議 長 高井教育次 長	2 番松葉議員。 ありがとうございます。そうするとその多分、当初エアコンについては民間のお家なんかも直接もうブレーカーから直接取らないとダメっていうのが、何年か前に法改正になってそうなるんだけど、保育園の方は今現在そうになってないので、新たに。そしてそこも今度 200 にするっていうことなのかそのへんをお願いします。 住宅の方は結局そうすると約 90 万円ちょいの増額になるということですよ。1 棟当たりね。
議 長 大村建設水 産課長	高井教育次長。 100 から 200 になるっていうことで、業者さんのほうとそういう話はしておりましたが、ちょっとですね 1 回確認をさせていただいて、後ほどまた正式な報告はしたいと思います。
議 長 大村建設水 産課長	大村建設水産課長。 3 棟分の 280 万円の不足となりますので、1 棟当たり大体割ると大体 90 万円ぐらいの不足という形で今回の補正という形になります。
議 長 松葉議員	2 番松葉議員。 3 回目でございます。教育委員会の方は、それじゃあ後で教えてください。多分 200 になるので、直接っていうことでちょっとブレーカー等々が心配なんですけど、そんなことはないと思いますので、はい。あと住宅の方はわかりました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。
議 長 大上智議員	ほかに、ございませんか。 8 番大上智議員。 7 ページの総務費 1 項 1 目の 11 節、保健師人材確保紹介手数料のところですけども、この保健師人材について、もうちょっと詳しく。結局増員になるわけですよ。そのへんの説明お願いしたいんですけど。
議 長 道下住民福 祉課長	道下住民福祉課長。 お答えいたします。保健師人材手数料今回 44 万円の皆増とさせていただきました。以前から管内も含め、県内の保険センター等の人員体制ですか、その中で保健師の 3 名体制ということで、今年度も求人活動等を行ってまいりました。その中で業者の方にも契約をさせていただきまして、そちらの方からご案内をいただきまして、今回、会計年度任用職員、短時間勤務とはなりますけども、勤務していただけるということで、採用となります。その他、村の会計年度も含んで、保健師が 6 年度から 3 名体制になります。1 人は正規の職員、2 人が短時間の会計年度職員になります。その他、県とのですね。

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 森田議員</p> <p>議長 高井教育次長</p> <p>議長 森田議員</p> <p>議長 中上議員</p>	<p>連携ということで、県からの普代村の併任の保健師も4月から、本格的には5月以降というようなお話もいただいておりますが、4月から定期的にいっしょにしまして、最大で4名体制でこの保健活動を行うというような6年度の体制で考えております。ちなみに、今回、この人材紹介での採用をされる保健師の方につきましては、これまで行政保健師のですね、経験年数も豊富な方で、即戦力ということで期待もしているところでございます。以上です。</p> <p>8番大上智議員。 保健師さんが増員になるっていうのは非常に良いことと思います。できれば会計年度職員じゃなくて、正の方が来てもらえれば、それだけ安定した保健事業っていうか包括の方もかなり充実した活動ができると思いますので、今後とも正規の方も求めつつ、進めてもらいたいと思います。以上です。</p> <p>ほかに、ございませんか。 7番森田幸一議員。 7番森田でございます。8ページ3款2項4目、子ども園費のところでのエアコンを増設するというところでございますが、子ども園にこれからエアコンの設置が、必要な場所はあるのかないのかということをお伺いします。 高井教育次長。 現在、この今回整備予定の遊戯室っていうところが未設置になっておりましたので。今回整備すれば基本的に全部、部屋には設置されるような形になります。</p> <p>7番森田議員。 それを聞いて安心しました。子ども園にはもうエアコンは全部設置されて、子ども園では涼しい夏を送ることができるという状況のようで、ありがとうございました。以上で終わります。</p> <p>ほかに、ございません。 5番中上一登議員。 5番中上です。7ページになりますか、税務総務費と社会福祉総務費の中に定額減税についてシステム改修ということあります。焼け石に水減税だと思っんですけども。これが所得税3万円、住民税1万円の4万円減税で端数部分は、1万円に満たない部分は繰り上げて1万円給付というふうな形で出るということなんですけれども。この定額減税、来年の7月までやるわけなんですけれども、システム改修その多分、これ今回ぽっきりのものなんで、それでシステム改修っていうのは、おそらくこれは業者のための減税のような感じがしなくもないんですけど、それはいいとして。これ1回ぽっきりでやって、またシステムをまた元に戻さなくてもいいのかわかるかな。このままで、なるのか、それと、かなり煩雑なものになるんで、このシステムに打ち込めば、間違いなく家族員の構成、あるいはどういう職種、自営業者、そ</p>
--	---	--

	<p>議長 松葉税務出納課長</p>	<p>れによって間違いなくシステムに打ち込めば、この減税がなされていくものなのか、そして、この減税に対するこの取り組みっていうか、どのようにその担当課では受け止めているのかですね。ていうのは間違いがないのかなというのが非常に心配なんで、余計な心配かもしれませんが、そこらへんも含めてちょっと考えをお伺いします。</p> <p>松葉税務出納課長。</p> <p>まず定額減税のこの今回のシステム改修をしまして、その終了後、システム改修は必要かどうかということですが、そこは多分、詳しくは聞いておりませんが、必要ないものではないかなと思っております。今までのシステムを使う感じになりますので、今回一時的なシステム改修だけということになりますので、1年後は元に戻ると感じになると思います。あと、定額減税にあたってその家族構成とかそういったものはですね。一応申告で扶養家族とかっていうのを登録しておりますので、これにもあります申告受付支援システムこちらからこうデータを、住民税のシステム改修の方にデータ移行しまして、そこで定額減税になる人とか、外れる人とかっていうのを判定していくっていいいますかね。そこでその算定して賦課していくという格好になります。</p>
	<p>議長 中上議員</p>	<p>5番中上議員。</p> <p>そうすると、確定申告とかそういうののデータをそのままっていうことだと思うんだけど、そうすると確定申告さえしておけば、一般住民は改めてこのために何か出さなきゃならないとか手続きは必要ないというふうに考えればいいわけですね。これ給付すれば何もこんなシステム改修する必要ないと思うんだけど、非常になんか煩雑めんどくさくて意味のない減税、本当に人を小馬鹿にしたような減税だと思うんだけど、その住民の人は一切何も確定申告さえやって、あるいは会社からの申告があれば何もやれなくてもいいかどうかっていうとこだけはっきりじゃあ聞かせていただければ。</p>
	<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。給付金側の方でお話をさせていただきますが、定額減税を補足する、住民税で1万円ですか、所得税の方で3万円ということで、そこに満たない方に対しては1万円単位で給付するということでもありますので、税の申告等でその1万円3万円に満たない方がどなたであるかということで、3款の方でこういったシステムを構築をさせていただきます。その中で、抽出された対象の方に対しては、お知らせをする、案内をする、出来るだけのプッシュ型の形で給付をしてまいりたいというふうに思っています。ただ、その中でですね、これまでも給付金等で稀にあるんですけども、給付に対してそれ受領しますかっていう確認をですね取らせていただいております。そういった確認をして、それを拒否しますという方がですね、稀にあります。そういった作業等もですね考えられます。そういった流れで、6月</p>

普代村山村振興農林漁業対策施設（普代村農林水産物直売施設）に係る指定管理者の指定について	議長 中上議員	以降このシステムが稼働してからですね、できるだけ速やかに対象者を抽出して、来年まで行く方もいらっしゃるかと思いますけども、そういう方に対して給付をさせていただきたいというふうに思っていました。以上です。 5 番中上議員。 ありがとうございます。その今言った給付しますかっていうのを聞かなきゃならないわけですか。中には拒否する人はいる意味がちょっとわかんないんですけども。まず給付これはもう今度の定額減税に関しては自動的にもう給付するという形で行くわけですね。そこだけ最後に聞いて終わります。
	議長 道下住民福祉課長	道下住民福祉課長。 説明がちょっと不足しましたが、定額減税分については、それは所得税と住民税の控除の分でありますので、その分の給付ではなくて満たない方、そこまで1万円、3万円まで満たない方につきましては給付をするということで、先ほどの給付の流れにつきましては、こちらの方で今までの給付実績等でその方の口座ですね。口座等をこの口座でよろしいですか、いつまでに給付をいたしますというプッシュです。それまでに私は今回の定額減税の補足給付、調整給付については、いただきませんというものが返ってきた場合にはストップをする。その方についてはストップをするというような、これまでの給付の流れで今回も考えております。以上です。
	議長	（「はい、分かりました。ありがとうございます。」と、中上議員）
	議長	ほかに、ございませんか。 （なし）
	議長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第4号「令和6年度普代村一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議長	（異議なし） ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	深渡農林商工課長	日程第9、議案第6号「普代村山村振興農林漁業対策施設（普代村農林水産物直売施設）に係る指定管理者の指定について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 深渡農林商工課長。
	議長	議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。 （以下、深渡農林商工課長説明、記載省略） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。
	大上浩史議員	3 番大上浩史議員。 3 番大上です。 今説明のとおり5年間無償で貸すということになるわけですが、その借り

休 憩 再 開	議 長 深渡農林商 工課長	たその事業体になんら役場に対して報告をすとか、報告を求めるとか、そういった内容についてはどういうふうになっているんですか。 深渡農林商工課長。 まず1年ごとにやはり報告はしていただきたいと考えております。 （「どのような報告」と、大上浩史議員） 保険料を3万5千円程度の火災保険料と、それプラス使用料で2万6千円で年間6万2千円をいただく予定としております。 （「その報告の内容を付け加えて」と、大上浩史議員）
	議 長	暫時休憩といたします。 (15:40)
	議 長 深渡農林商 工課長	休憩前に戻り、深渡農林商工課長の説明を求めます。 (15:47) 事業年度終了後に2ヵ月以内に施設の利用状況について報告書を村に提出しなければならないという契約ございます。そして指定の取り消し等というようなことございまして、本協定に違反した時、業務の処理が著しく不相当と認められる時、等々に指定の取り消しが決まります。以上でございます。
	議 長 大上浩史議 員	3番大上議員。 その契約違反の場合は、そういうことだけでも、契約違反のない時はどういうふうになことになるのか。そこらへんはどういうふうに感じているのか。それからもう一つ、その運営状態は、この会社は協力隊の中継ぎというか、そういう会社なわけですが、この場合においての普代村が協力隊に協力してもらってるわけですが、そういう人がこの事業に対して専門にやるのかどうか、そこらへんはその村として矛盾をしないのかどうか、そこらへんの関係はどういうことになるわけですか。
	議 長 深渡農林商 工課長	深渡農林商工課長。 まず活動があまり著しくないようであれば、内部でも検討していかなければなどと考えております。
	議 長 佐々木政策 推進室長	佐々木政策推進室長。 業務にあたる人が協力隊という関係でお答えいたしますけれども。 今、実際林業関係で入っていらっしゃる方は1人いらっしゃいます。その方がマネージャーというかになります。それから今度、またこの後ほど全協の方でもご報告をしたいと思いますが、5月の下旬に新たに林業関係でお一人協力隊に来ていただくことで内定と言いますか、出ている方がお一人いらっしゃいますので、そちらの方が主にその経木関係の製造であったりとか、販売という部分に進んでいく恰好になると思います。初年度につきましては、ちょっとまだ試験的な部分もあるかと思うんですけども、そういったその協力隊、三年間の任期の中で、その中の仕事が実際軌道に乗ってですね、その人、お一人の稼ぎになるぐらいのもので、様々活動。経木おにぎりつつむというのもありましたけれども、そういったその木を薄くできる機械の中で、そういった村内の林産物をお金に換えると言いますか、商品に換えて販

	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>売するというのをこちらの施設の方でやりたいというふうに聞いております。はい、以上です。</p> <p>3番大上浩史議員。</p> <p>そうすれば村としてはね、協力隊で来てもらっているわけですが、本筋は林業ということでの、林業全般を村のために協力してもらいたいということでの協力隊なわけですよ。それが、仮に今のような、そのトレイですか、そういうその商売として、成功すればいいわけですが、そういった意味でそれ専門にその事業をやるということになればね。どうもその協力隊そのものの考え方が矛盾している部分があるんじゃないかなと私は思うわけですよ。特に、多分にして今考えているのがトレイの内容だと思うんですが、このトレイということにも、もし私が考えているトレイということになればやっぱり前科があって久慈のトレイのことで20億30億の事業だったけども、採算に全然合わないということでやらなかった経緯があるわけですが、そういった意味で単純にトレイといってもどういうことなのかはわからないけども。どうもその協力隊のその専門的なトレイという事業体に成功すればいいわけだけど。今、私が個人的に考えるのはおかしいんじゃないかな。成功を不可能じゃないのかなというふうな感じがするわけですが。村とすればやっぱり村全体の協力隊として、やることでお願いしてるわけですが、それがたまたまトレイというその一つの事業体でもってやるんだということになれば、成功すればもういいわけですが、結果的にそれが成功しなかった場合には、協力隊として何のために人を呼んだのかな。確かに国がお金を払ってくれるから、いいという考え方もあろうかとは思いますが、もうちょっとやっぱり村に対するその協力ですか、事業ですか、そういった内容についてのその協力隊であるべきだと思うんですよ。それがそのトレイだらトレイをそれこそ専門に、おそらく専門的に成功するかしないか、成功のために頑張ると思うんです。1ヶ月か3ヶ月、半年。そういった場合に成功しなかった場合は結局、何のために協力隊村に来てもらったのかなという矛盾が出てくると思うんですよ。だからそこらへんをどういうふうに村長は、そういった意味での考え方も合わせながらそれを、それこそこの鳥茂渡の建物貸して、そういった協力隊にやってもらうというような前提に貸すということになれば、どういうふうな考え方をすべきなのかなということも考えられると思うんですが、そこらへんも含めながら、課長と村長からもう一度説明お願いしたいと思います。</p>
	<p>議長 佐々木政策推進室長</p>	<p>佐々木政策推進室長。</p> <p>ちょっと初めに経木の話が出ましたので、その仕上がりといいますか、そのいわゆる仕事の部分としての、その主にやって製造販売っていうお話をしましたけれども、おっしゃるとおり、地域おこし協力隊はその地域活動を通じて最終的に三年後に定着するという目的とした制度ですので、それを経木</p>

		<p>の部分専門にやるというのはあるんですけども、やはり林業を全般だと思 います。その経木というそういった村で他に林業でやっている方もいらっし やいますので、村の中で出る木を使って経木を作る。そういったそういう環 境学習の面もあると思います。そういったものの、例えばその小学校の方に 体験に来ていただくですとか、それ自体が観光のコンテンツになりますと か、その一個ただ作って、ただそれを売り続けるんだっていうことも一つは それはそれであると思うんですけども、それにまつわるいろんな仕事を組 み合わせていく。協力隊よく副業様々やった方が、三年後の定住率高いなん て言ったりしますけれども。その経木を作るからそれだけをやり続けるとい うわけではなくて、そういった村にあるものの魅力を発信して、それを村内 の小学生の体験に使う、観光に来てもらった方に村ではこういうのやってま すというのを作って、総合的に林業ということをキーワードに様々な取り組 みを、試行錯誤していただきたいと思っています。</p> <p>うまくいかなかったらという部分もお話もございますけれども、そうはな らないように、しっかりと事業者のみならず役場の方でもサポートしながら やっていくことで定着、それからその事業の軌道に乗るっていうのは、これ はサポートしていきたいと思っております。</p> <p>柎屋村長。</p> <p>お答えをいたしますけども、いずれいろんな活動を、例えば林業活動であ れ、それから産業活動であれ、その方がチャレンジをすることによって、そ してそれに取り組んでいく中で、いろんなその定住、自立について模索をし ていくというふうなことが、この地域おこし協力隊の制度にもあるわけで、 必ずすべての方々がこの成功をして、金を儲けてそして生活ができるよう にといったようなことではなく、いろんなチャレンジをしていく中で、取り組 みをしていく中で、それを目指していくというふうなことで私はいいいの ではないかというふうなことで考えさせていただいております。</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>今の説明聞いてもなんか内容もよくつかめないんですよ。その指定管理 者が株式会社アースカラー。アースカラーがその施設を使っているのにな にチャレンジする場所として管理してもらっているのか。今みたいにそのあ る林業の方の専門家っていうか、その協力隊の方が、もう専門でその林業関 係ばかり、その経木っていうんですか。そういうのばかりは扱ったもう 利用施設になるのか。アースカラーとなればその農業関係の人もいると思 うし、今までは産直的な利用してやってるし、だからその林業の方もあ るし、その農業の方で大根なり何々を作ってる人などもそこを利用して、施設を 利用してやっていくんだよっていうのか、そのへんちょっとなかなかわかん ないところがすごいあるような気がするんですけど、そのアースカラーと</p>
議 長	柎屋村長	
議 長	大上智議員	

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>個人の関係。それからそこを利用して、もしかしたらその経木っていうんですか、それの他にその野菜関係もあそこは広さがあるものですから。ただ、アースカラーにもう貸したんだから、あとはアースカラーは勝手についているのもちょっとなかなか掴めないような面もあるような。一応村の施設だから、いろんな方から聞かれたりした時にある程度、アースカラーさんというか、協力隊がそこを利用して、いろんな活動に使うんだよというなんかそのへんちょっとピンとしないところなんですけども、もし説明できるんだったら説明をお願いしたいと思います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>説明というか。お答えをさせていただきますけど。</p> <p>いずれその私らが頼んだわけではないです。全然、何でもない。私らはそのあそこの施設が、とりもの産直さんで使わなくなったので、その施設としての目的を果たすために村内に公募をかけたと、その中でその法人でなければこれ、法人とか団体でなければ、指定管理を頼めないわけですので、その中で、アースカラーさんが自分たちで考えて、今たまたまその林業をやっている人、あるいはそのアースカラーさんとして人材を集めている中に林業をやりたい人がいる中で相談をしたら、そういったものを作りながらやる方法もあるだろうし、いろんなこう木工のこともあるでしょうし、あるいはその林業、山の現場のことの取り組みの中でのこのいろんな、展示とかそういったものもあるでしょうし、そういったのをやりたいと、やりたいということでの申し込みがあったので、私らはその基準に沿って審査をした結果、それで許可を与えなければならぬと。指定管理者としていいか悪いかはその内容が合っているんで、許可したい。というふうなことで今取り組んでいるのが、この状態でございます。</p> <p>私らが使ってくださいとか、あるいはそこで林業をやってくださいとか、いうのではないです。いずれアースカラーさんがそういうことを取り組みたいというふうなことを企画してやってきているということに対して、その指定管理事業というか、その施設の目的にも合致する中で、そして指定管理の条件にも合うので、それで許可をしたいと、指定管理者としたいというふうなことをお願いをしていきたいなというふうなことでございます。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>8 番大上智議員。</p> <p>そのなんていうか、もちろん村長がいうように、こっちから求めたのでなく、一応公募してそういうふうな申し込みがあったから、利用させるんだと。ただ一応村の施設なわけだから、大体はそのどういうふうなアースカラーさんっていうか、その林業をやっている方がコンセプト等を伝えて、借りたんだけどもって来た時に、村のその合致する面がどういう面で、村の施設として公募した条件というのではないわけですかね。</p>
	<p>議 長</p>	<p>榎屋村長。</p>

	<p>柗屋村長</p>	<p>当然施設、その公の施設ですので、山村振興農林漁業特別対策施設ということですので、農林水産漁業にいずれそのことの中でいろんなそのものを売ったり、加工をしたり、販売をしたり、あるいはものを置いたり、そういったことの取り組みをするのであれば、この施設の目的に合致をしていますよと。いうふうなことなわけですし、あとはその指定管理をさせるには個人ではなく、法人であればいいということで法人でもあるわけですし、あとはその若干その持続性とか、そういったものについて我々も検討するわけですけども、それが実際、経験がない我々の中でいずれやるというふうなことで、思いで取り組んでいるものの、そりゃあ、恐らくダメになるでしょうとかなんとかというふうなことも言えないわけですし。いずれ、その目的に合致して、そして、利用もできる組織であれば積極的に貸して農林漁業の振興に、なんであれ取り組んでもらう施設ですので、そのように活用していきたいなというふうなことでございます。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>8番大上智議員。 最後の質問になりますけども、結局、ある程度今のところはもうその林業の方の、その林産物のみなのか、それとも経木の他に、大野の方でやってる、協力隊のやってる木製のおもちゃとかそういうのも販売するとか、もしかしたら野菜とか牛乳とか、そういうふうなものも別にやっても構わないということなんですかね。そのへん最後に聞きたいんですけども。</p>
	<p>議長 柗屋村長</p>	<p>柗屋村長。 どんどんやってもらいたいと思っています。農林水産業の振興のための施設ですので、それを自分たちでやっていくということですね。 どんどんやっていって、成功していただいて、できれば、そして定住をしてくださればというふうに思っています。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>よろしいですか。 結局協力隊の方から、かなりその活躍の場として、非常に私はいいいでないかなと思います。それから今まで、私なんか失礼な言い方で、あんまり業績等がないっていう言い方やってきたんですけども。かなりその頑張ってみて、利用してもらって、そこで食っていける仕事モデル、是非作ってもらいたいと思います。是非うまいあんばいに育ってもらいたいと思いますので、そのへんお願いして、終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>8番の大上議員さん4回目でしたので。ご注意ください。 そのほか、ございませんか。 (なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第6号「普代村山村振興農林漁業対策施設（普代村農林水産物直売施設）に係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することに、ご</p>

<p>普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p>	<p>議長</p> <p>榎屋村長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議案第7号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>議案第7号について説明いたします。</p> <p>(以下、榎屋村長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>議案の性格上、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。</p> <p>この採決は起立採決で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、原案に同意することに賛成の方は、ご起立願います。</p> <p>起立全員です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p> <p>本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和6年第3回普代村議会臨時会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>
<p>閉会 (16:09)</p>		

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 正 路 正 敏

署名議員 嵯 峨 典 行

署名議員 森 田 幸 一

